

- 90度・260メートルのところ
- イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ54度30分・410メートルのところ
- ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ76度・640メートルのところ
- エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ98度・560メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡大矢野町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 同表中漁場計画番号天区第83号の次に次のように加える。
- 漁場計画番号 天区第84号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 本渡市下浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第214号(本渡市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30.6メートルのところ)
- ア 基点1と天草郡新和町横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度20分・270メートルのところ
- イ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・570メートルのところ
- ウ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ43度・575メートルのところ
- エ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度・290メートルのところ
- 2 地元地区 本渡市
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成15年7月4日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯前人吉自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字松下 同所 1222番4地先から 字下鶴 2040番地先まで	4.8 ～ 21.5	3,895.2	自転車道整備

2 区域決定する期日 平成15年7月4日

熊本県告示第728号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年7月4日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮谷 義子